

4週8休工事実施要領

第1条 目的

大阪港湾局（計画整備部計画課計画調整担当、泉州港湾・海岸部）では、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえ「公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保」を目指すため、建設業界における若手技術者の離職対策や新卒者が入職しやすい職場環境づくりを支援する取組みとして、「4週8休工事」の積極的な推進に取り組む。

第2条 対象工事

原則、全ての工事

ただし、以下の工事は除く

- ・緊急に対応することが必要な工事（災害復旧工事、単価契約工事等）

第3条 発注方式

1 発注者指定型（原則、全ての対象工事）

発注者が、4週8休に取り組むことを指定し、労務費等の補正を当初設計より計上する方式

2 受注者希望型

受注者が、現場着手前に発注者に対して4週8休に取り組む旨を協議した上で取組み、達成状況に応じ、労務費等の補正を設計変更で計上する方式

3 労務費等の補正を行わないもの

- ・建築工事、建築設備工事（ただし、補正について別途通知がある場合はこの限りではない）
- ・現場作業が1週間未満の工事

第4条 定義

1 4週8休

原則、土日・祝日を休日とするが、対象期間内において、4週8休以上の現場閉所が確保されている状態。

※ 港湾工事においては、4週あたり8休が確保されている状態。（土曜日に始まり4週目の金曜日で終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日で終わる4週間を2期間目として、それぞれの期間に8日間の現場閉所が確保されている状態。）

2 対象期間

工事着手日から完成通知日までの期間とする。ただし、次に掲げる期間は対象期間から除く。

イ 準備期間

ロ 跡片付期間

ハ 年末年始休暇（6日間）

ニ 夏季休暇（3日間）

- ホ 工場製作のみを実施している期間
- へ 工事全体を一時中止している期間
- ト 発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）

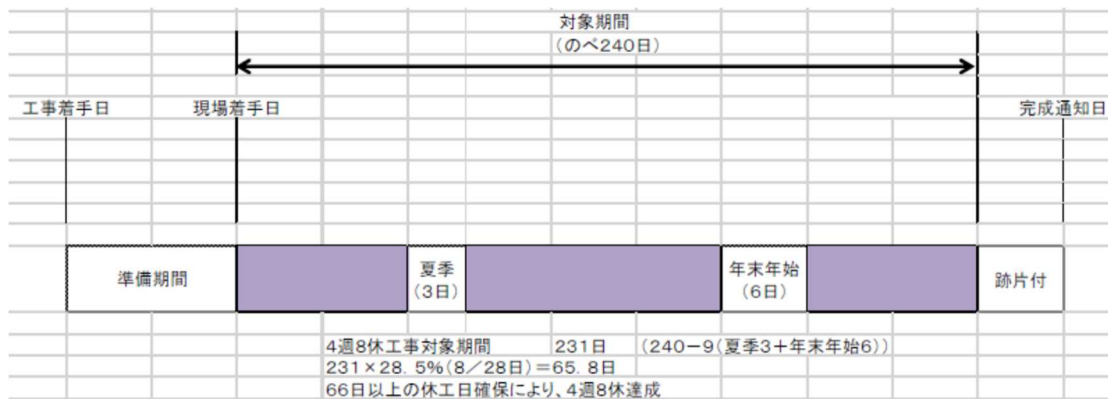
3 4週8休以上の現場閉所

現場閉所日数（1日を通して現場閉所された日の合計）が対象期間中で28.5%（8／28日）以上の水準に達する状態とし、降雨、降雪等による予想外の現場閉所日も現場閉所日数に含める。

現場閉所の確認は、工事月報（工事履行報告）により確認する。

4 現場閉所

工事現場の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業も含め1日を通して現場や現場事務所が閉所されている状態とする。



第5条 労務費等の補正

1 発注者指定型

労務費等に対して別表1「労務費等の補正係数」、市場単価に対しては別表2「市場単価の補正係数」を適用し、現場閉所状況が4週8休の係数を乗じた補正を行い当初設計金額を算出する。ただし、4週8休（現場閉所率28.5%以上）の達成が見込まれない場合は、その達成状況に応じて4週7休及び4週6休の補正率により変更契約する。

なお、現場閉所率が21.4%未満の場合は、当該補正分を減額変更する。

2 受注者希望型

受注者の取組状況に応じ、別表1「労務費等の補正係数」、別表2「市場単価の補正係数」を乗じて契約変更を行う。ただし、工事（現場）着手前に4週8休に係る協議が整わなかったものは、補正の対象としない。

※港湾工事については、4週8休が達成した場合のみ補正する。

別表1 労務費等の補正係数

現場閉所状況 (現場閉所率)	4週8休 (28.5%以上)	4週7休 (25.0%以上28.5%未 満)	4週6休 (21.4%以上25.0%未満)
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

別表2 市場単価の補正係数

現場閉所状況 (現場閉所率)		4週8休 (28.5% 以上)	4週7休 (25.0%以上 28.5%未満)	4週6休 (21.4%以上 25.0%未満)
鉄筋工		1.05	1.03	1.01
ガス圧接工		1.04	1.02	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.03	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02	1.01	1.00
防護柵設置工（落石防止網）		1.03	1.02	1.01

道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去・移設	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付工		1.03	1.02	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02	1.01
道路植栽工		1.05	1.03	1.01
公園植栽工		1.05	1.03	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.00
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.01
橋面防止工		1.02	1.01	1.00
薄層カラー舗装工		1.01	1.00	1.00
グルーピング工		1.01	1.01	1.00
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
コンクリート表面処理 （ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.00
硬質塩化ビニル管設置工		1.03	1.02	1.01
リップ付硬質塩化ビニル管設置工		1.03	1.02	1.01
砂基礎工	人力施工	1.05	1.03	1.01
砂基礎工	機械施工	1.05	1.03	1.01
碎石基礎工	人力施工	1.05	1.03	1.01
碎石基礎工	機械施工	1.05	1.03	1.01
組立マンホール設置工		1.05	1.03	1.01
小型マンホール工		1.01	1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.01	1.01	1.00
取付管およびます設置工	取付管敷設 及び支管取付工	1.02	1.01	1.00

（現場閉所率） 対象期間内の現場休工日数÷対象期間内の日数×100（%）（小数点2位切捨て）

※補正係数が設定されていない市場単価は、補正の対象としない

※工場製作にかかる労務費や、労務費以外の人件費は、補正の対象としない。

※労務費や機械経費が区分できない見積単価等は、補正の対象としない。

※土木工事標準単価は、現場閉所状況に応じた週休2日補正単価とする。

※建築工事、建築設備工事については当面、補正を行わない。

※港湾工事（港湾浚渫、港湾構造物、海岸工事、港湾（防舷材・電気防食）、海岸（防舷材・電気防食））については、受注者希望型として、労務費等の補正を当初設計では計上しないが、4週8休を達成した場合のみ、設計変更で下記のとおり補正する。

令和3年8月1日以降の単価を適用して積算する案件（単価適用年月日：030801以降）を対象とする。

対象工事について、4週8休以上が確保出来た場合は、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて、精査変更を行うものとする。

- ・ 労務単価 1.05
- ・ 機械経費（賃料） 1.04
- ・ 共通仮設費率 1.02
- ・ 現場管理費率 1.03

※港湾工事市場単価を適用する工事の補正については下表による。

○港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準単価に乘じ算出
 補正後市場単価 = 標準市場単価（施工規模等補正後） × 補正係数

	市場単価 補正係数
1 底面工	1.04
2 マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.01
3 支保工	1.05
4 足場工	1.03
5 鉄筋工	1.05
6 吊鉄筋工	1.05
7 型枠工	1.04
8 コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.05
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.05
9 止水板工	1.05
10 上蓋工	1.05
11 伸縮目地工	1.03
12 係船柱取付	1.05
13 防舷材取付	1.05
14 車止・縁金物取付	1.05
15 係船柱撤去	1.05
16 防舷材撤去	1.05

	市場単価 補正係数
17 車止撤去	1.05
18 電気防食取付	1.05
19 防砂目地板取付工（陸上施工）	1.05
20 防砂目地板取付工（水中施工）	1.04
21 吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.04
22 港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.04
23 ベトロラタム被覆	1.05
24 現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.05
25 現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.05
26 かき落とし工	1.05
27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
28 汚濁防止枠設置・撤去	1.03
29 灯浮標設置・撤去	1.04
30 汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.05
31 異形ブロック製作 型枠工	1.05
異形ブロック製作 コンクリート打設	1.05

第6条 適切な工期設定

積算基準に基づき施工量に応じた必要日数を算出し、不稼働日数や準備・跡片付期間を含めた工期算定を行い、適切な工期設定を行う。

第7条 工期の変更

工期の変更理由が下記に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- ・設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合
- ・設計図書で明示されていない施工条件について、予測することのできない特別な状態が生じた場合
- ・工事の施工を一時中止させた場合

第8条 発注方式の指定

対象工事については、入札公告に「発注者指定型」、「受注者希望型」又は「補正対象外」を明記する。

第9条 留意事項

4週8休工事の実施に当たっては、以下の項目に留意するものとする。

- 1 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- 2 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。

第10条 その他

受注者が提出する書類に虚偽の記載があった場合、あるいは信義則に反する行為があった場合は、「大阪府入札参加停止要綱」「建設工事請負契約書」に基づき厳正に対応する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

この要領は、令和3年8月1日から一部改正する。